

議案第41号、第42号

令和7年6月18日

令和7年6月定例議会
条例関係議案等の概要資料

鈴鹿市議会議員及び鈴鹿市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について

選挙管理委員会事務局

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額の改定を行おうとするものである。

2 改正内容

選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定する。(第 7 条及び第 1 0 条関係)

項 目	現 行	改正後
ビラの作成 (50,000 枚以下)	7 円 73 銭／枚	8 円 38 銭／枚
ポスターの作成 ・印刷費 (掲示場が 500 以下)	541 円 31 銭／枚	586 円 88 銭／枚

3 施行期日

公布の日

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬の額を改定しようとするものである。

2 改正内容

非常勤職員のうち、投票管理者等の報酬の額を改定する。(別表関係)

非常勤職員の区分	現 行	改正後
投票管理者	日 額12,800円	日 額14,500円
期日前投票所の投票管理者	日 額11,300円	日 額12,800円
開票管理者、選挙長	日 額10,800円	日 額12,200円
選挙立会人、開票立会人	日 額8,900円	日 額10,100円
投票立会人	日 額10,900円 (立会時間が 7 時間以下 の場合 日 額5,450円)	日 額12,400円 (立会時間が 7 時間以下 の場合 日 額6,200円)
期日前投票所の投票立会人	日 額9,600円 (立会時間が 6 時間以下 の場合 日 額4,800円)	日 額10,900円 (立会時間が 6 時間以下 の場合 日 額5,450円)

3 施行期日

公布の日